

今回は、栗田支援学校の小学部の教育相談や入学までの流れ、きっずルーム、自立活動について紹介します。

栗田支援学校小学部で実施している教育相談、体験学習について

小学部主事 齊藤 理香

昨年度の本校小学部の教育相談は、年長28名、年中4名、年少2名、小学生3名の計37名の教育相談がありました。教育相談は毎年、6月から始まります。11月くらいまでには市教委との2度目の面談を終え、就学先を決めることになります。

教育相談までの手続きの流れ

- ① 教育研究所(秋田市教委)に就学に関わる相談をする。
- ② 教育研究所と相談し、お子さんの様子等から見学・教育相談先の学校を決定。
- ③ 教育研究所から見学先の学校に教育相談の申し込み。教育相談日を決定。
- ④ 教育相談当日は、お子さんと一緒に来校して教育相談。

他の特別支援学校や支援学級なども見学し、就学先としてお子さんに合っている学校を選びます。よく「途中で転校はできますか」という質問があります。制度的には無理ではありませんが、学校に慣れるまでの子どもたちの相当な負担を考えると、転校はできるだけ避けたいものです。そのためには就学時のお子さんの様子だけでなく6年間の成長を想定した学校選びが大事になります。

また、本校では、スムーズな就学に向けて「くりたきっずルーム」を開設しております。本校に就学を希望されている方はぜひご利用ください。

【教育相談の当日】

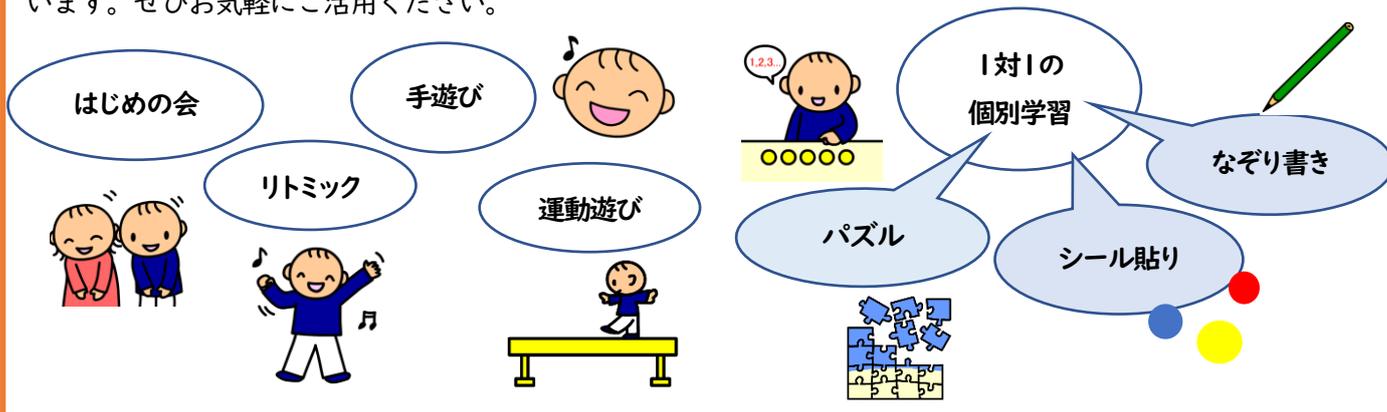
- ① 校内授業参観と説明
- ② 教頭と就学相談
 (お子さんが保護者と離れて自由遊びをしている様子を観察します。)



くりたきっずルームについて

就学前の幼児(年中児・年長児)や保護者を対象に、支援や相談を行っています。

毎週水曜日、小グループで様々な活動に取り組みます(今年度は6/14~)。また、毎回担当職員と1対1で個別学習も行います。ことばや数、物を操作する学習を通して認知発達を促すとともに、人との関わり方も併せて習得できるように、取り組んでいます。お子さんが個別学習をしている際、保護者と担当職員との相談も行っています。ぜひお気軽にご活用ください。



自立活動について

自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものです。

自立活動の目標（小学部・中学部学習指導要領第7章第1）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。

・「自立」とは

幼児児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること。

・「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは

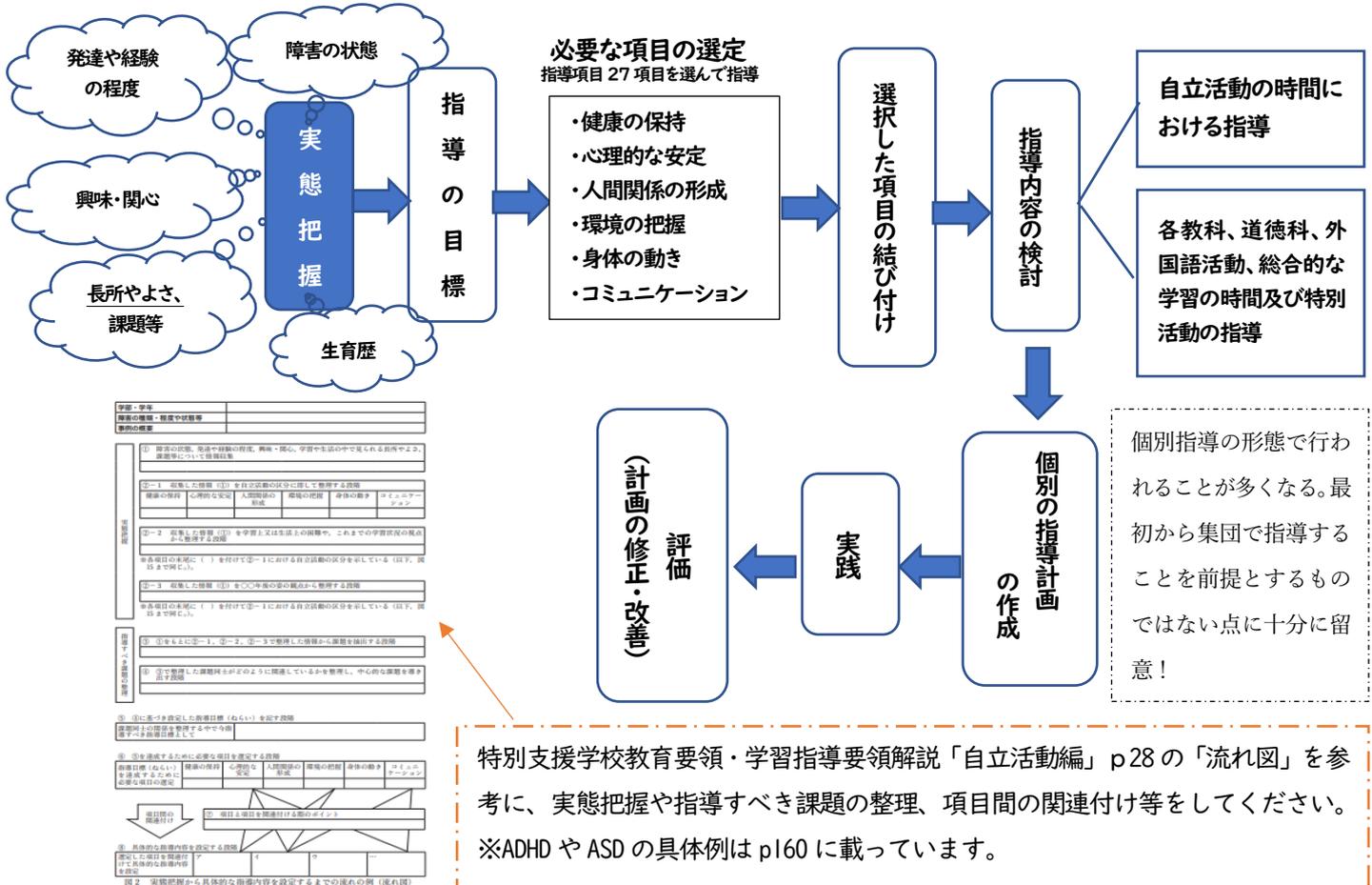
幼児児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面（幼：遊び）等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすること。

小学部・中学部学習指導要領（第1章第2節の2）には、次のように記されています。

（4）学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連をもち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されており、6区分27項目に分類・整理されています。

〈実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ〉



学級・学年	児童の障害・状態や状態等	指導の目標
	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよき課題等について実態把握	
	②-1 必要な項目(27)を自立活動の区分に応じて整理する段階	健康の保持 心理的な安定 人間関係の形成 環境の把握 身体の動き コミュニケーション
	②-2 必要な項目(27)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の観点から整理する段階	
	②-3 必要な項目(27)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の観点から整理する段階	
	③ ②-1から②-3で整理した項目から課題を抽出する段階	
	④ ③で抽出した課題相互がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階	
	⑤ ④に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑥ ⑤に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑦ ⑥に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑧ ⑦に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑨ ⑧に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑩ ⑨に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑪ ⑩に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑫ ⑪に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑬ ⑫に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑭ ⑬に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑮ ⑭に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑯ ⑮に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑰ ⑯に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑱ ⑱に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑲ ⑲に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	⑳ ⑳に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉑ ㉑に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉒ ㉒に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉓ ㉓に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉔ ㉔に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉕ ㉕に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉖ ㉖に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉗ ㉗に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉘ ㉘に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉙ ㉙に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉚ ㉚に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉛ ㉛に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉜ ㉜に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉝ ㉝に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉞ ㉞に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㉟ ㉟に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊱ ㊱に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊲ ㊲に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊳ ㊳に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊴ ㊴に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊵ ㊵に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊶ ㊶に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊷ ㊷に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊸ ㊸に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊹ ㊹に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊺ ㊺に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊻ ㊻に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊼ ㊼に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊽ ㊽に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊾ ㊾に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	
	㊿ ㊿に基づき設定した指導目標(仮定的)を設定する段階	

図2 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例(流れ図)

例えば、本校では、次のような表を基にして、必要な項目を精選しています。※区分2から抜粋しています。

区分	項目	項目の説明	キーワード
心理 的 な 安 定	1)情緒の安定に関する こと	情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにする。	スケジュール、見通し、予防的対応、スモールステップ、状況・環境調整、評価機会、成功体験、自己肯定感、学習集団構成上の配慮、表情の読み取り、カームダウンなど
	2)状況の理解と変化への 対応に関する こと	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付ける。	スケジュールの予告・自己確認、見通しや終了の確認、ルールや起こりうる状況の予告・対応方法の通知、事前体験など
	3)障害による学習上又は 生活上の困難を改善・ 克服する意欲に関する こと	自分の障害の状況を理解したり、受容したりして、積極的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図る。	得意な学習や活動の保障、メタ認知、方略の理解と活用、ピアカウンセリング、自己肯定感など



区分	チェック	特記事項
2. 心理的な安定		
1)情緒の安定に関する こと	✓	成功体験
2)状況の理解と変化への 対応に関する こと	✓	スケジュールの予告
3)障害による学習上又は 生活上の困難を改善・ 克服する意欲に関する こと		



〈具体的な指導内容を設定する際のポイント〉 学習指導要領解説P111～抜粋

①主体的に取り組む指導内容

幼児児童生徒が、興味をもって主体的に取り組む、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること。

②改善・克服の意欲を喚起する指導内容

児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること。

③発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

個々の幼児児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること。

④自ら環境を整える指導内容（幼：自ら環境と関わり合う指導内容）

個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること。（幼児が意欲的に感じ取ろうとしたり、気が付いたり、表現したりすることができるような指導内容を取り上げること。）

⑤自己理解・自己決定を促す指導内容

個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げる

⑥自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

個々の児童又は生徒が、自立活動の学習の意味を将来の自立と社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げる

自立活動の参考書籍

授業の目標や流れ、授業ですぐ使える活動などが載っています。

- ・特別支援学校 新学習指導要領を読み解く「各教科」「自立活動」の授業づくり 新井英靖著 明治図書
- ・指導計画が立てられる！特別支援学級をはじめ担任する先生のための〈自立活動〉授業づくり 菅原真弓・廣瀬由美子編著 明治図書
- ・入門 自閉症・情緒障害特別支援学級（小学校）—今日からできる！自立活動の授業づくり— 佐藤慎二著 東洋館出版社

相談・見学の希望がありましたら、ご連絡ください

秋田県立栗田支援学校

教頭：相場力 教育専門監：菅原文彦 地域支援部：照井真紀子

〒010-1621 秋田県秋田市新屋栗田町 10-10

TEL：018-828-1162 FAX：018-828-4720 ※相談窓口は教頭まで

ホームページ <http://www.kurita-sakita-pref.ed.jp/> メールアドレス kurita-s@akita-pref.ed.jp

